

法務省刑総第217号（例規）
令和8年3月23日

検事総長 殿
検事長 殿
検事正 殿

法務省刑事局長 佐藤 淳
（公印省略）

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に伴う事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）

本日付け法務省刑総訓第1号大臣訓令をもって事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令）の一部が、同日付け法務省刑総訓第2号大臣訓令をもって執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）の一部が、同日付け法務省刑総訓第3号大臣訓令をもって証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）の一部が、同日付け法務省刑総訓第4号大臣訓令をもって徴収事務規程（平成25年法務省刑総訓第4号大臣訓令）の一部が、同日付け法務省刑総訓第5号大臣訓令をもって国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程（平成15年法務省刑総訓第640号大臣訓令）の一部が改正され、それぞれ情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されることとなりました。

今回の改正は、令和7年5月23日に公布された改正法の一部が施行され、新たな強制処分である電磁的記録提供命令が創設されたことなどに伴い、所要の改正が行われたものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

記

第1 事件事務規程

1 改正の概要について

(1) 電磁的記録による保全要請（事件事務規程第12条及び様式第17号

関係)

改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「改正後の刑訴法」という。）第197条第3項において、従前の差押えをするために必要がある場合に加え、後記(3)のとおり創設された電磁的記録提供命令により、電磁的記録を提供させるために必要がある場合にも検察官又は検察事務官が通信履歴の電磁的記録を消去しないよう求める（以下「保全要請」という。）ことができるのとされ、書面に加えて電磁的記録によっても保全要請を求めることができるとされた。

これに伴い、事件事務規程（以下、第1において「規程」という。）第12条第2項及び第3項並びに様式第17号が改正され、改正後の刑訴法第197条第3項前段の規定により通信履歴の電磁的記録を消去しないよう求めた後、同項後段の規定による当該求めの取消し又は同条第4項の規定による当該求めの期間の延長の通知を書面又は電磁的記録でするときは、保全要請取消書（様式第18号）又は保全要請期間延長通知書（様式第19号）によることとされた。

(2) 任意に提供された電磁的記録の保管（規程第13条の2、様式第23号の2及び第23号の3関係）

電磁的

命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずること（以下「秘密保持命令」という。）ができることとされ、同条第6項の規定により、秘密保持命令の許可の請求は、電磁的記録提供命令許可状の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならないとされた。

さらに、改正後の刑訴法第222条第8項の規定により、電磁的記録提供命令をする場合において、令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができることとされ、同条第9項の規定により、この第8項の許可の請求は、電磁的記録提供命令許可状の請求をする際にしなければならないとされた。

これに伴い、規程第50条が改正され、記録命令付差押許可状の請求の規定が削除されるとともに、検察官又は検察事務官が電磁的記録提供命令許可状を請求する場合には電磁的記録提供命令許可状請求書（様式第77号）によることとされた。

また、規程第51条が改正され、記録命令付差押調書の作成の規定が削除されるとともに、検察官又は検察事務官が電磁的記録提供命令をしたとき及び当該電磁的記録提供

そして、規程第128条において、改正前の刑訴法第106条の規定により裁判所が記録命令付差押状を発して、検察官が指揮をする場合の手続が規定されていたところ、これが削除された。

なお、改正後の刑訴法第102条の2第1項の規定により裁判所がする電磁的記録提供命令は、裁判所が決定を告知してすることとなり、公判廷外で検察事務官又は司法警察職員が被処分者に対して令状を執行するものではなく、改正後の刑訴法第106条には規定されていないことから、規程第128条にも規定されていないものである。

また、規程第128条は、従前から、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第106条の規定により裁判所が差押状等を発付した場合において、同法第108条本文の規定により検察官が指揮をする時の手続を定めたものであるところ、これを明確にするため、併せて所要の改正が行われた。

2 運用上の留意事項について

(1) 電磁的記録による保全要請（規程第12条関係）

改正後の刑訴法第197条第3項後段の規定による保全要請の取消し又は同条第4項の規定による期間の延長の通知を行う

記録する方法によるものとした場合、提供者は、当該電磁的記録と同じ電磁的記録を保管するなどしていることから、当該電磁的記録に係る権利を奪われるという財産上の不利益を被っているものではない上、自ら端末を操作して電磁的記録を提供していることから、その提供が任意になされたものであるか否かが問題となる場面は限定的であると考えられる。

また、この場合、提供者が面前にいるとは限らないことから、提供者から任意電磁的記録提供書を徴することが現実的に困難な場合もある。

そのため、規程第13条第1項の規定により任意提出書を徴する場合と異なり、任意電磁的記録提供書を必ず徴することとはされていない。

もっとも、任意電磁的記録提供書を徴さないとしても、提供を受けた経緯や提供者の言動など、提供の経過を記録する必要がある場合には、事案に応じて、捜査報告書等を作成することが望ましい。

また、「検察官又は検察事務官が管理する記録媒体に記録する方法」には、提供者がメール等により電磁的記録を送信する方法のほか、提供者が電磁的記録をサーバ等にアップロードし、検察官又は検察事務官が当該電磁的記録を検察官又は検察事務官が管理する記録媒体に記録することができるようにする方法も含まれる。

電磁的記録を提供させたときは、電磁的記録提供命令調書を作成し、押収品等目録を添付することとされた。

この点について、電磁的記録提供命令をし、速やかに電磁的記録が提供された場合のほか、電磁的記録提供命令をしたものの、電磁的記録の提供まで時間的間隔がある場合であっても、基本的には、電磁的記録の提供を受けた時点で1通の電磁的記録提供命令調書を作成すれば足りる。

その一方で、電磁的記録提供命令をしたものの電磁的記録が提供されないおそれがある場合など、必要に応じて、その提供を待たずに、電磁的記録提供命令をした状況について電磁的記録提供命令調書を作成し、その後に、電磁的記録の提供があったときは、別途もう1通の電磁的記録提供命令調書を作成することも可能である。

電磁的記録提供命令調書は、電磁的記録提供命令のてん末を明らかにし、捜査及び公判での立証に備えるものであるとともに、提供させた電磁的記録を検察庁に受け入れるなどの事務に当たって証拠品担当事務官が参照するものであるから、当該命令の日時・場所、提供させた電磁的記録及び提供の方法、電磁的記録提供命令の経過等を所定の欄に遺漏なく記載するよう留意されたい。

「提供させた電磁的記録及び提供の方法」欄の記載について、基本的には「別紙押収品等目録記載のとおり」とすることとなるが、電磁的記録を記録させる

磁的記録を記録又は移転させた記録媒体を提出させることとなるところ、当該記録媒体の還付の際や、提供させた電磁的記録の処分の際の参考資料となるよう、電磁的記録提供命令調書に当該記録媒体の所有関係（電磁的記録提供命令を受けた者の所有に係るものか、検察官等の捜査機関の所有に係るものかなど）を誤りなく記載するよう留意されたい。

なお、改正後の刑訴法第222条第1項の規定において準用する改正後の刑訴法第120条第2項の規定による押収品等目録の提供は、書面又は電磁的記録でできることとされているが、同条第3項の規定により「電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。」とされていることから、必要に応じて、提供の前に受領者の意思確認をする必要があることに留意されたい。

(5) 秘密保持命令の取消し（規程第54条の2及び様式第93号の2関係）

改正後の刑訴法第218条第7項において、秘密保持命令の取消しを行う場合の方法は定められていないところ、秘密保持命令は、相手方に対して電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならないことを法的に義務付ける

きる記載をすることが望ましい。

また、処分通知書及び不起訴処分理由告知書の告訴・告発のあった日付の記載に当たっては、検察庁の告訴等の受付日や受理日を記載した場合、相手方が必ずしもこれらの日付を把握しているとは限らないことから、告訴状等に記載された日付を記載する。

処分通知書の罪名欄は、一般的に処理罪名を記載することとなるところ、受理罪名と処理罪名が異なる場合には、括弧書きで受理罪名を記載するなどすることが望ましい。

なお、処分通知書を郵送する場合には、刑訴法第262条の規定による付審判の請求に備え、処分通知書が告訴人等に到達した日を把握しておく必要があるので、必要に応じて、配達証明郵便によることは従前と同様である。

第2 執行事務規程

1 改正の概要について

- (1) 任意に提供された電磁的記録の保管（執行事務規程第28条の3、様式第24号の8及び第24号の9関係）

また、規程第28条の6が改正され、記録命令付差押調書の作成の規定が削除されるとともに、検察官又は検察事務官が電磁的記録提供命令をしたとき及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、電磁的記録提供命令調書（様式第24号の17）を作成し、当該調書に押収品等目録（様式第24号の15）を添付すること、押収品等目録提供書（様式第24号の6）を相手方に交付することなどとされた。

なお、刑訴法第516条の規定により、検察官は、検察事務官に同法第509条の処分をさせることができることとされていることから、規程第28条の6第1項後段において、検察事務官が検察官の命により物を押収等するときも、検察官が押収等をする場合の手續と同様とすることとされた。

2 運用上の留意事項

事件事務規程における運用上の留意事項と概ね同様である。

ただし、改正後の刑訴法第509条第1項の規定による電磁的記録提供命令に関しては、捜査について行われる保全要請や秘密保持命令に相当する命令は規定されておらず、これらを行うことができないことに

提供命令が創設されたことにより、記録命令付差押えに係る規定が削除され、電磁的記録提供命令に係る規定に改正された。

(3) 事件終結前又は裁判の執行前に処分の指揮を受けた電磁的記録の領置票の記載（規程第20条関係）

証拠品担当事務官は、検察官から事件終結前又は裁判の執行前に、次の指揮を受けた場合には、領置票にその旨の命令の要旨を記入し、これを検察官に提出することとされた。

ア 改正後の刑訴法第102条の2第1項第1号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により電磁的記録を移転させて提供させた電磁的記録に係る記録媒体について、当該記録媒体の交付又は当該電磁的記録の複写の指揮

イ 同号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により移転させて提供させた電磁的記録について、当該電磁的記録の複写の指揮

ウ 複写を許した電磁的記録、同号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により記録させて提供させた電磁的記録及び任意に提供された電磁的記録について、当該電磁的記録の消去の指揮

検察官は、前

録に係る権利を放棄し、当該事件の立証上又は裁判の執行上支障がなければ、事件終結前又は裁判の執行前に消去処分をすることは差し支えない。

- (4) 没収の裁判の執行に関する調査（規程第43条の5、第43条の6、第43条の8、第43条の9、様式第25号の7、第25号の9、第25号の10、第25号の13、第25号の16及び第25号の18関係）
前記第2の1の執行事務規程の改正の概要と同様である。

- (5) 電磁的記録に係る権利放棄書等の取扱い（規程第44条、第44条の2及び様式第28号の2関係）

改正後の刑訴法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により移転させて提供させた電磁的記録について、複写の許可を受ける権利の放棄の申立てがあるときは、電磁的記録に係る権利放棄書（様式第28号の2）を徴することとされ、同放棄書の様式についても改正された。

なお、従前、規程第44条の2第2項は、公安を害し、若しくは風紀を乱す等のおそれがあるため記録媒体の交付若しくは電磁的記録の複写が相当でないと認められる電磁的記録又は不要と認められる電磁的記録について、電磁的記録に係る権利放棄の意思の有無を確認する旨

れたものと認定した電磁的記録がこれに該当する。

また、不正に作られた電磁的記録は、複写を許してはならないとされている以上、提供者は、電磁的記録に係る権利を有しないものと解される。

そのため、当該電磁的記録の消去等に当たっては、電磁的記録に係る権利放棄書を徴することなく、消去等処分が可能である。

証拠品担当事務官は、これらの規定による消去等をしたときは、消去等調書を作成して検察官に提出し、これを事件記録又は裁判の執行に関する関係書類に編てつすることとされ、同調書の様式についても改正された。

- (7) 不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体を返還又は交付する場合の規定の改正（規程第47条及び第53条の2関係）

改正前の規程においては、刑訴法第498条の2第1項の規定による消去等処分の対象を、没収された電磁的記録に限定しており（規程第41条の2）、不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体を返還又は交付する場合の規定は設けられていなかったが、この度、不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体を返還又は交付する場合についても規定が新設され、不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体を返還又は交付

れたことにより、改正後の刑訴法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により移転させて提供させた電磁的記録について、検察官が、行政手続として、複写を許さないこととする決定ができることとされ、性的姿態撮影等処罰法第12条の2において、検察官が同決定をするときは、仮に当該電磁的記録等の複写を許さないこととする決定（以下「仮の複写不許可決定」という。）をすることができるとされた。

これに伴い、規程第53条の14が新設され、行政手続である複写不許可決定の事前準備手続である仮の複写不許可決定をする際は、領置票にその旨の処分命令を記入することとされ、検察官は仮の複写不許可決定証明書（様式第36号の15）を作成することとされた。

なお、規程は、刑訴法の規定により押収等された証拠品についての事務を規定するものであるところ、仮の複写不許可決定は、行政手続である複写不許可決定の事前準備手続であることから、検察官が仮の複写不許可決定をした時点で、領置票上の当該電磁的記録の符号は既済となり、証拠品としての取扱いを終了することとなる。

(10) 事件終結前又は裁判の執行前の電磁的記録の消去（規程第66条の2関係）

2 運用上の留意事項

- (1) 改正後の刑訴法第102条の2第1項第1号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により、電磁的記録を記録媒体に記録又は移転させた上、当該記録媒体を提出させた場合は、当該記録媒体を従前どおり有体物たる証拠品として取り扱うこととなる。

同号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録及び任意に提供された電磁的記録も、証拠品の一類型として取り扱うことになるが、その受入れ、管理等は、当該電磁的記録が記録媒体に保存された状態で行うこととなる。

もっとも、提供を受けた電磁的記録が保存された記録媒体は証拠品ではないため、記録媒体は証拠品ではない旨を適宜表示するなどして区別するとともに、同号イに掲げる方法により提供させた電磁的記録と区別するため、品名欄の記載を工夫する（例えば、前者は「ファイル名「〇〇」と題する電磁的記録（〇〇と記載の記録媒体に保存されたもの）」とし、後者は「〇〇と記載の記録媒体（ファイル名「〇〇」と題する電磁的記録（等）が保存されたもの）」とすることなどが考えられる。）。

また、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録が、移転させる方法により提供されたものか、記録させる

が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）又はこれらを準用する他の法律に基づき電磁的記録自体が「財産」として没収された場合には、その事務手続については、平成 12 年 1 月 19 日付け法務省刑総第 62 号刑事局長通達「犯罪収益保全事務暫定要領の実施について」により行うこととなる。

第 4 徴収事務規程

1 改正の概要について

前記第 2 の 1 の執行事務規程の改正の概要と同様である。

2 運用上の留意事項

前記第 2 の 2 の執行事務規程における運用上の留意事項と同様である。

第 5 国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程